

前払金及び中間前払金の支払限度額の改正について

1 目的

「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 2 年 1 月 30 日改正。以下「指針」という。）では、公共工事発注者に対し、下請け業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前払金制度の適切な運用や、中間前払金制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図ることとされている。

目黒区では、工事前金払及び中間前金払（以下、前払金及び中間前払金という。）の支払限度額を、これまでそれぞれ 2 億円及び 1 億円で適用してきたが、契約金額が大きな案件においては、資金繰りの円滑化・安定化の観点から十分なものとならない状況が生じてきていた。

国からは地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて、前払金支払限度額の見直しを促進するよう依頼がなされており、また、区内建設業界団体や区議会からも前払金及び中間前払金の限度額の見直しについて要望が寄せられている。

東京 23 区内でも、前払金及び中間前払金の限度額見直しや限度額撤廃が行われている（別紙 1）。

今後、学校施設更新等の大型契約案件が予定されており、区としても、工事請負業者が安定的かつ円滑に資金繰りを行えるよう整備しておくこと、工事案件の入札不調を防ぐこと等が急務であるため、近隣区の動向や国からの依頼等を踏まえ、前払金及び中間前払金の限度額を引き上げ、元請業者の資金調達の円滑化を図ることとした。

2 改正内容

（1）前払金支払限度額

旧：工事請負金額の 40% 以下かつ 2 億円以内

（設計等の場合は 30% 以下、限度額は同額）

新：工事請負金額の 40% 以下かつ **5 億円** 以内

（設計等の場合は 30% 以下、限度額は同額）

（2）中間前払金支払限度額

旧：中間前払金は 20% 以下かつ 1 億円以内（設計等は適用なし）

新：中間前払金は 20% 以下かつ **2 億 5 千万円** 以内（設計等は適用なし）

3 実施日

令和 6 年 4 月 1 日以降に締結する契約案件から適用する。

以 上